

Q&A（石垣市スマートフォン決済アプリ納付について）

Q1 スマートフォン決済アプリによる納付とはどのようなものですか。

A1 スマートフォン決済アプリ（以下「決済アプリ」という。）を利用して、納付書に印刷されているバーコードを読み取ることにより、市税等が納付できる決済サービスです。（以下「スマホ納付」という。）

Q2 どのように納付するのですか。

A2 ①お手持ちのスマートフォンに決済アプリをインストールする。

②利用登録・チャージ等を行う。

③納付書に印字されたバーコードを読み取る。

④納付内容・金額を確認し、支払手続きを行う。

※詳しい利用方法は、各アプリのホームページをご確認ください。

Q3 利用できる決済アプリは何ですか。

A3 下記の決済アプリで納付できます。（令和5年4月1日現在）

・PayPay ・LINE Pay ・OKI Pay ・ゆうちょ Pay ・はま Pay

・d払い ・au PAY ・J-Coin Pay

Q4 スマホ納付できる市税等は何ですか。

A4 対象となる市税等は、市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料です。

Q5 口座振替を利用している場合、スマホ納付できないのですか。

A5 口座振替をご利用中の方は、納付書が送付されないためスマホ納付できません。

スマホ納付をご利用になりたい場合は、口座振替廃止の手続きを行う必要がありますので、納税課窓口までお越しいただきますようお願いいたします。手続き後、納付書を再発行いたします。なお、一時的利用の場合は廃止手続きの必要はありません。

また、口座振替廃止後、再び口座振替をご利用になる場合は、新規でお申込みが必要となりますので、各税目等の関係課へご連絡ください。

Q6 スマホ納付した場合、領収証書は発行されますか。

A6 領収証書は発行されません。支払い内容は決済アプリの利用明細等をご確認ください。

Q7 スマホ納付した場合、納税証明書の発行可能日はいつですか。

A7 納付完了後、発行可能となるまで2週間程度かかります。納付後すぐに納税証明書や軽自動車税の車検用納税証明書が必要な方は、申請時に利用明細等の提示をお願いします。また、スマホ納付以外の場合は領収証書の提示をお願いします。

なお、納税証明書の発行には手数料がかかります。（※車検用は無料）

Q8 スマホ納付できるのは、いくらまでですか。

A8 納付書1枚あたり、PayPay・LINE Pay・d払い・au PAY・J-coin Payは30万円、OKIPay・はま Payは10万円、ゆうちょ Payは3万円です。(R5.4月現在)

Q9 スマホ納付できる期間はいつまでですか。納期限を過ぎてもスマホ納付できますか。

A9 納期限内であれば24時間いつでも納付できます。納め忘れて納期限を過ぎた場合は再発行しますので、各税目等の関係課へご連絡ください。再発行納付書は取扱期限まで利用できます。

Q10 前年度以前の市税等についてもスマホ納付できますか。

A10 令和3年度以降発行納付書で、取扱期限内であれば過年度分もスマホ納付できます。

Q11 納期内納付ができず督促状が届きました。スマホ納付できますか。

A11 督促状や再発行納付書は、取扱期限まで納付できます。

Q12 スマホ納付済の納付書で誤って二重納付してしまいました。どうしたらいいですか。

A12 誤って二重納付してしまっても決済の取消はできませんが、後日、重複分を還付します。実際に還付されるまで1~2ヶ月程度かかります。

Q13 家族名義の市税等を、私の決済アプリで納付できますか。

A13 納税義務者が家族等であってもスマホ納付できますが、スマホ納付後に誤ってコンビニ等で納付し、二重納付となった場合の重複分は納税義務者に還付されます。この場合、代理でスマホ納付した方には還付されませんのでご注意ください。

Q14 スマホ納付したいのですが納付書を紛失しました。どうすればいいですか。

A14 納付書を再発行しますので、各税目等の関係課へご連絡ください。

Q15 納付書を発行してもらったらすぐにスマホ納付できますか。

A15 石垣市役所の窓口で発行した納付書は、発行した日から納付できます。

Q16 スマホ納付する場合、決済手数料はかかりますか。

A16 かかりません。ただし、アプリ利用時に発生する通信費はかかります。

Q17 決済アプリで納付した場合、ポイントは付与されますか。

A17 利用する決済アプリや利用方法によって、ポイントの取扱いが異なります。詳しくは、各アプリのホームページをご確認ください。

Q18 スマホ納付するときに注意することはありますか。

A18 納付後に領収印のない納付書が手元に残りますので、二重納付にご注意ください。

Q19 支払手続きを取り消すことはできますか。

A19 支払手続きを完了すると取り消しできませんので、納付の際は納付書に記載されている内容を必ずご確認ください。

Q20 支払手続きが完了しているかどうか確認する方法はありますか。

A20 決済アプリの支払い履歴等でご確認ください。確認方法の詳細については、各アプリのホームページをご確認ください。

Q21 納付日はいつになりますか。

A21 決済アプリで支払手続きを完了した日となります。

Q22 納付書にバーコードが印刷されていません。なぜですか。

A22 納付書1枚あたりの合計金額が30万円を1円でも超えるとバーコードが印字されません。合計金額とは、督促料・延滞金を含めた額です。

Q23 バーコードを読み取ることができません。どうしたらよいですか。

A23 汚損や破損した納付書は、バーコードを読み取れない場合があります。納付書を再発行いたしますので、各税目等の関係課へご連絡ください。

Q24 バーコードを読み取ったらエラーとなってしまいました。どうしたらよいですか。

A24 既に同一の決済アプリで納付済みの納付書をお使いいただいている場合や、決済アプリ内で設定される支払上限金額を超過している場合などにエラーが発生します。詳しくは、各決済アプリ事業者へお問い合わせください。

Q25 複数の納付書をまとめて支払手続きすることは可能ですか。

A25 1枚ずつ納付書のバーコードを読み取って支払手続きを行っていただく仕組みになっておりますので、複数の納付書がある場合は、1枚ずつ手続きをお願いします。

■関係各課連絡先

- ・納税課（市県民税《普通徴収》、固定資産税、軽自動車税《種別割》）：0980-87-9041
- ・健康保険課（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料）：0980-87-9045
- ・介護長寿課（介護保険料）：0980-82-7258